

千葉県機械金属健康保険組合が保有する個人情報の

利用目的の公表について

千葉県機械金属健康保険組合（以下「当組合」という）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイダンスにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（被保険者等の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額、個人番号、資格確認書の有無等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
- ・ 「被保険者資格取得届」提出の際に、日本年金機構関連書類を添付していただいた場合は、年金事務センターに回付します。その際、回付事務委託契約の取り交わしが必要になります。
- ・ 外国籍の方の「被保険者資格取得届」や「国民年金第3号被保険者関係届」等の提出の際は、「ローマ字氏名届」も併せて年金事務センターに回付します。その際、回付事務委託契約の取り交わしが必要になります。

- ・ 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
- ・ 「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」のチェック作業が終了した後、資格確認のお知らせ、資格確認書等の発行を行います。
- ・ 被保険者資格喪失等の事由により返納された資格確認証等は、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分にします。
- ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
- ・ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費のお知らせ（以下「医療費通知」という）、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
- ・ 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。
- ・ 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の被保険者等の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
- ・ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の被保険者等の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
- ・ 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
- ・ 「マスター」作成及び入力処理の一部、資格確認書等の発行、保険料納入告知書等の作成を健康保険業務システム業者「公益財団法人 日本生産性本部」（以下「J P C」という）に委託しています。
- ・ 任意継続被保険者の保険料を自動引き落とす際、「マスター」より電子媒体に取り込み、金融機関へ依頼をします。
- ・ 健診受診申し込み者について、「マスター」の被保険者等の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを契約健診機関（※別表1）及び同機関提携健診機関に渡し、健診結果の送付に利用します。

- ・ 人間ドックの申し込み者について、「マスター」の被保険者等の記号番号等、氏名、性別、住所データを契約医療機関（※別表2）に渡し、利用申込書を渡します。
- ・ 家族健診受診申し込み者について、「マスター」の被保険者等の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを用いて受診券を作成し、送付します。
- ・

2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
- ・ 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
- ・ 出産育児一時金の請求者について、「マスター」の被保険者等の記号番号、氏名、住所データを「㈱赤ちゃんとママ社」に渡し用いて、育児書図書等を送付します。
- ・ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の被保険者等の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
- ・ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
- ・ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。
- ・ 傷病手当金の請求者が資格取得後1年半以内だった場合は被保険者本人へ前保険者情報を確認し、同意書を以って前保険者へ照会します。
- ・ また、傷病手当金請求の照会后、その同意書を以って医師照会及び「健康保険組合連合会千葉連合会」（以下「千葉連合会」という）へレセプトの個人情報を消した上で給付相談をし、支給決定を行います。
- ・ 給付関係処理の過程で外傷性の怪我であることが分かった場合は、本人へ負傷状況書の照会を行います。
- ・ 柔道整復施術療養費を支給決定する際、柔整審査会に審査依頼するため、申請書を取りまとめて「千葉連合会」へ依頼します。
- ・ 柔道整復施術療養費を支給決定する際、内容点検業務等を「㈱ガリバーインターナショナル」に内容点検業務等を委託契約します。
- ・ また、施術内容に疑義がある場合、確認のため本人照会をします。

- 3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、紙レセプトは、健康保険業務システム業者「JPC」にパンチ入力を委託し、本体部分はイメージスキャナーにて読み取りをさせ、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。
- ・ レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。
 - ・ 「㈱ガリバーインターナショナル」と診療報酬明細書の内容点検審査業務に関する委託契約をします。
 - ・ 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、被保険者等の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
 - ・ 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、被保険者等の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
 - ・ レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
 - ・ レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
 - ・ レセプトデータを基に、高額療養費等の支給決定を行います。その際、支給決定通知書（事業所控・個人配布用）を送付します。
 - ・ 高額療養費等の該当金額は事業所・受取代理人宛を經由して給付します。仮に同意しない場合には申し出してもらう必要があります。
 - ・ レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
 - ・ レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
 - ・ レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
 - ・ 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
 - ・ レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者「JPC」に委託し、「医療費通

知」を加入者に通知します。「医療費通知」は被保険者・被扶養者分を纏めた通知をします。仮に同意しない場合には申し出してもらう必要があります。

- ・ レセプトデータの中から、保健師による相談事業を実施します。
- ・ 「健康保険限度額適用認定申請書」、「健康保険限度額適用・標準負担額認定申請書」の交付申請があった場合、送付希望先へ証書を送付します。その際、申請者の「マスター」に申請履歴を入力します。
- ・ また、有効期限が切れた後、返戻がない場合は、事業所を經由して回収の協力依頼をします。
- ・ 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
- ・ 海外で医療を受けられた方の海外療養費申請書に対し、翻訳算定申込をするため「千葉連合会」を通して「㈱エム・エイチ・アイ」に委託します。
- ・ 健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に送付し、医療費の助成を受けます。
- ・ 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報消した上で、教材として用います。

4 健康診断については、健診受託業者（※別表1）に業務委託して実施します。

- ・ 結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・ 当組合は、事業主との共同事業として、健康診断を実施しており、被保険者の健診結果数値については、原則として全て事業主にも連絡し、双方でそのデータを保有し、被保険者（従業員）の健康管理に役立てていくこととしております。
- ・ 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。
- ・ 契約医療機関が健診データ作成の際、問診票の記入洩れ等で受診者情報が確認できなかった場合は契約医療機関からの照会により、照会回答します。

5 その他保健事業の実施について

- ・ 契約健診医療機関外の医療機関で健康診断を実施した場合は生活習慣病・消化器検診申請書の申請で補助金を支給します。その際、支払記録を作成します。

- ・ 契約している人間ドック医療機関外の医療機関で人間ドックを実施した場合は人間ドック・脳ドック申請書の申請で補助金を支給します。その際、支払記録を作成します。
- ・ 毎年、40歳以上74歳以下の被扶養者に対し家族健診（特定健診）の受診券を事業所あてに送付します。受診券の紛失や年度途中の扶養加入は別途、申請が必要になります。
- ・ 家族健診（特定健診）の結果を階層化し、特定保健指導利用券を該当者に送付します。
- ・ インフルエンザ予防接種を受けた場合はインフルエンザ予防接種補助金申請書の申請で補助金を支給します。その際、支払記録を作成します。
- ・ 女性の被保険者・被扶養者を対象に子宮がん（頸部・体部）・乳がん（マンモグラフィ）健診を受けた場合（単独でも可）はレディース健診補助金申請書の申請で補助金を支給します。その際、支払記録を作成します。
- ・ 40歳以上の女性の被扶養者を対象に、公共機関等を利用した巡回健診を実施します。その際、支払記録を作成します。
- ・ 契約保養所を利用した場合は契約保養所利用補助金申請書の申請で補助金を支給します。その際、支払記録を作成します。
- ・ 補助金申請者に対して送金通知書を作成し、送付します。
- ・ 前期高齢者文書指導を実施の際、事業所経由で被保険者より対象被扶養者の住所等を届出いただき「株法研」との委託契約により対象者名簿を作成し送付します。
- ・ ウォーキング大会の実施の際、参加者名簿を作成します。
- ・ ウォーキング大会の賞品発送時に名簿を添付して送付します。
- ・ 東京ディズニーリゾート特別団体利用券の利用にあたり、「株オリエンタルランド」と利用契約を取り交わします。特別団体利用券の申請があった際、申請者の「マスター」に申請履歴を入力します。
- ・ 体力づくり支援としてスポーツクラブの株ルネサンスと法人契約を取り交わします。希望者はルネサンス入会の際、当組合がご案内したQRコード及びパンフレットを提示することによりコーポレート会員として割引価格で施設利用することができます。また、株ルネサンスが実施している健康出張プログラム（スタッフが事業所に訪問し実施）を行った場合、当組合で利用補助します。

6 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- ・ 組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用后、厳重に保管します。
- ・ 役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- ・ 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- ・ 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- ・ 事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や算定基礎届説明会、保健委員会、健康管理推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。

7 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、番号法に定める利用範囲を超える場合、特定個人情報から個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

8 オンライン資格確認等システムの利用について

- ・ 千葉県機械金属健康保険組合は、オンライン資格確認等システムを導入しています。

オンライン資格確認等システムは、政府が医療保険制度の効率的な運営を図るために推進しているものであり、このシステムの機能の1つとして、当健康保険組合に加入する前に加入していた保険者（以下「旧保険者」という）において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条に基づいて実施された特定健康診査の情報を、当健康保険組合に提供することが可能となっています。ただし、当健康保険組合に情報提供に関する不同意の申請を行った場合は、旧保険者から当健康保険組合に対して情報が提供されることはありません。

- ・ 当組合は、オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報提供、また、レセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供を審査機関である社会保険診療報酬支払基金へ行います。

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

- (1) 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。
- また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。
- (2) 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者「(株) キーペックス」に委託し、溶解処理を行います。
- また、資格確認書等の無効証、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄（破碎・熔融固化・破壊）いたします。またはリース会社へ返却します。
- なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

別表1 契約健診機関一覧表

一般社団法人 千葉衛生福祉協会 千葉診療所
公益財団法人 ちば県民保健予防財団
医療法人社団 千葉秀心会東船橋病院
社会福祉法人 太陽会安房地域医療センター
公益財団法人 北海道保健管理協会
医療法人 徳洲会 野田総合病院
一般財団法人 君津健康センター 君津診療所
一般財団法人 新潟県けんこう財団
埼玉医療生活協同組合 羽生総合病院
医療法人尚豊会 みたき健診クリニック
医療法人九愛会 中京サテライトクリニック三重
医療法人社団 創造会 平和台病院
社会福祉法人 聖隷福祉事業団

※人間・脳ドック契約についてはHP 一覧参照